

1 事前の対応

（１）生徒への指導

①出遭わないために

- ・野生動物（クマ等）が出没する地域では、生徒の登下校時の安全を確保するため、鈴や笛など音のするものを身に付け、人の存在を知らせながら行動し、鉢合わせを避けるようにする。

②出遭ってしまったら

- ・近くに建物や車など逃げ込める場所があり、野生動物（クマ等）との距離が確保できている場合は、速やかに避難する。
- ・近くに大人がいる場合は、警察、学校などに連絡してもらうように依頼する。
- ・野生動物（クマ等）との距離が確保できていない場合は、背を向けたり、走ったりする行動を避け、目を離さず静かにゆっくり後退し、建物等の逃げ込める場所があれば避難する。

③向かってきたら

- ・野生動物（クマ等）が攻撃してきたら頭、首を腕でかばい、顔を伏せることで顔のけがや致命傷を防ぐようにする。

（２）学校の対応

①施設の管理

- ・ゴミ（残飯）の管理を徹底し、野生動物（クマ等）の食べ物になるものを無造作に捨てないようにする。
- ・校地周辺の除草を定期的に行い、野生動物（クマ等）が隠れることができる状況を作らないようにする。

②緊急体制の構築

- ・野生動物（クマ等）出沒時の対応について、登下校時及び校地内侵入時を想定し、教職員の役割分担や避難方法を定め、全員で共通理解を図るとともに、職員室及び教室など見やすい場所に掲示する。

（３）保護者（PTA）、関係機関との連携

①保護者が緊急メール等を受け取れるよう体制を整えておく。

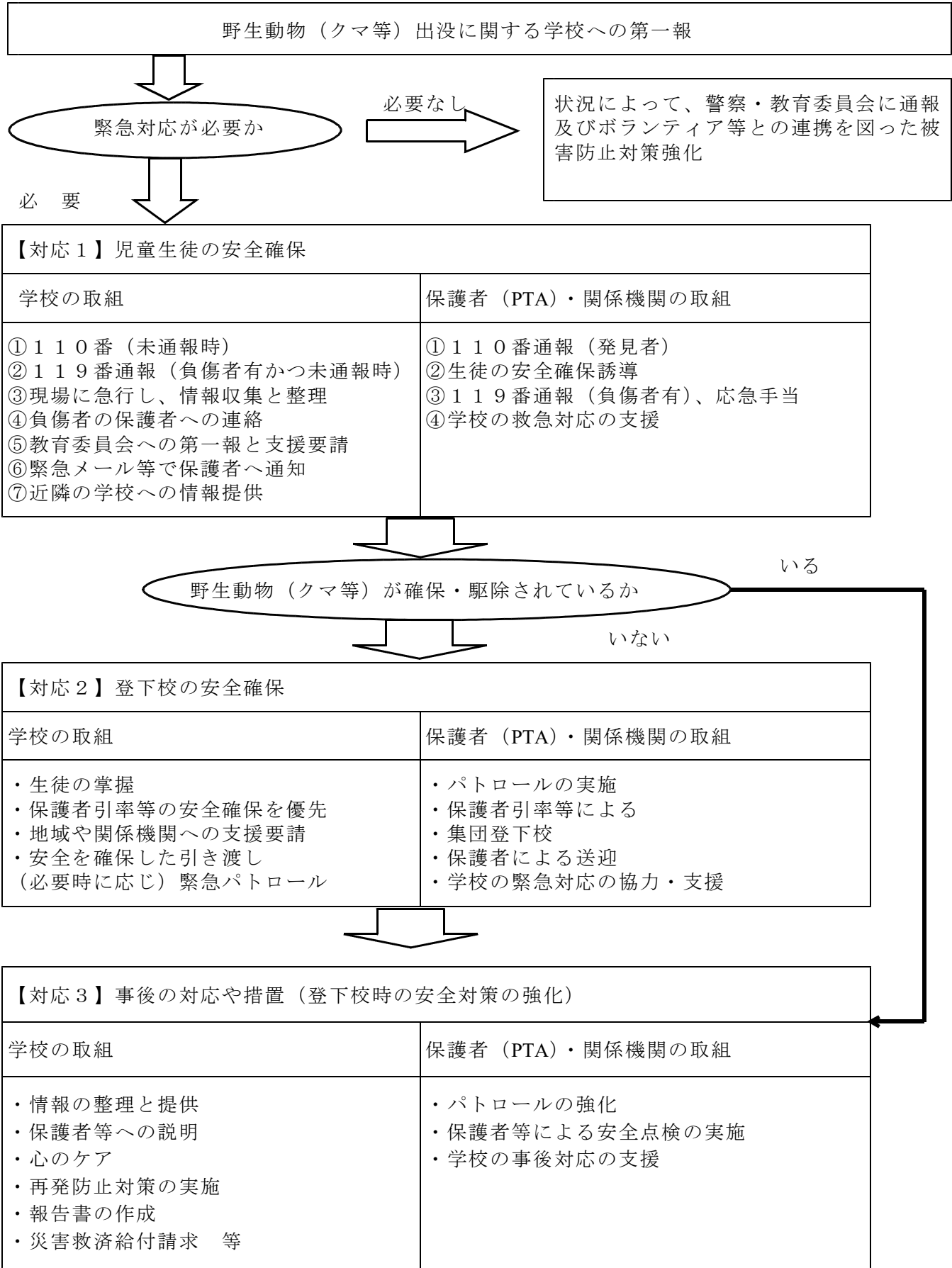
②警察、教育委員会等への連絡体制を整えておく。

③保護者や地域に通学路周辺の誘因物の点検・除去や除草などの依頼をする。

④保護者に対し、野生動物（クマ等）を目撃した場合は警察、学校に連絡を入れるように依頼する。

2 野生動物（クマ等）出没時の対応

(1) 登下校時



○留意事項（登下校時）

項 目	留 意 事 項
学校に第一報が入る	・ 概要を把握し、緊急に対応が必要か判断する。
【対応１】 生徒の安全確保	【学校】 ・ 警察への通報がまだされていない場合は、「１１０番」通報をする。 ・ 負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば「１１９番」通報し、現場に向かい、安全を確保したうえで応急手当を行う。 ・ 負傷者の状況を確認し、保護者へ連絡する。 ・ 教育委員会に概要を報告し、助言を得る。 ・ 緊急メール等で保護者へ連絡する。 ・ 近隣の学校等へ情報を提供する。 ・ 関係機関に支援等を依頼する。 【保護者・関係機関】 ・ 「１１０番」通報し、学校へ連絡する。 ・ 児童生徒の安全を確保する。 ・ 負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば「１１９番」通報し、安全を確保した上で応急手当を行う。
【対応２】 登下校の安全確保	【学校】 ・ 生徒の掌握、安全確認に努める。 ・ 関係機関と情報交換を行い、安全を優先した指示を行う。 ・ 二次被害のおそれのある場合は、引き渡しは行わず、待機させる。 【保護者・関係機関】 ・ 保護者引率など、安全が確保された状況での登下校を行う。 ・ 警察等の関係機関と連携し、通学路のパトロールを実施する。
【対応３】 事後の対応や措置	【学校】 ・ 生徒の心のケアを行う ・ 保護者への状況節目や再発防止に向けた協力を依頼する。 ・ 整理された情報をもとに、必要に応じて教育委員会等へ報告書を作成・提出する。 ・ 負傷者がいた場合には、スポーツ振興センター等の災害教材給付の請求手続きを行う。 【保護者・関係機関】 ・ 学校周辺の安全について、誘因物の点検や除草作業等を行う。 ・ 学校と連携し、登下校時のパトロールを実施する。 ・ 学校の事後対応を共有し、支援する。

(2) 校地内侵入時

【対応1】生徒の安全確保	
①安全な場所へ誘導・応援の要請 ②生徒の掌握 ③防御体制の確保	④管理職への報告・教職員への緊急連絡 ⑤全校への周知 ⑥教職員の役割分担と連携

【対応2】情報伝達・応急手当	
・110番通報 ・119番通報・応急手当【負傷者有】 ・教育委員会への緊急連絡、支援要請	

【対応3】事後対応	
・情報の整理と提供 ・保護者等への連絡・説明 ・生徒の心のケア ・校地内の誘因物の点検等 ・報告書の作成・提出 ・災害救済給付の請求 等	

○留意事項（校地内侵入時）

項 目	留 意 事 項
【対応1】 児童生徒の安全確保	・生徒の安全確保を優先させる。 ・火災報知器等により、緊急事態発生を知らせる。 ・野生動物（クマ等）の動向を把握する。 ・管理職は情報を集約化し、明確な指示を行う。 ・校内放送等により、正確な情報を伝達し安全な避難誘導に努める。 ・関係機関への緊急連絡をする。（「110番」通報、教育委員会等） ・負傷者がいる場合は安全を確保したうえで応急手当を行う（「119番」通報救急要請） ・近隣の学校等へ性格重情報伝達に努める。
【対応2】 情報の伝達 ・応急手当	
【対応3】 事後対応	・情報を整理する。 ・緊急メールなどで保護者に速やかに連絡する。 ・安全確保ができたことを確認し、校地内の誘因物の点検、除草作業等を行う。 ・整理された情報をもとに、必要に応じて教育委員会等へ報告書を作成・提出する。 ・負傷者がいた場合には、スポーツ振興センター等の災害共済給付の請求手続きを行う。

3 事後の対応

(1) 生徒への対応

- ①生徒の健康状態の把握に努め、負傷したり、精神的にショックを受けたりした場合は申し出るように指導する。
- ②精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と連携し、生徒の心のケアを行う。
- ③適切に判断し行動できていたか、再度確認する。
- ④生徒に対し、休日や校外での過ごし方について指導する。

(2) 学校の対応

- ①情報を整理し、原因究明と再発防止に努める。
- ②負傷した生徒がいた場合は、校長等が負傷者を見舞い、保護者へ事故発生状況、災害給付等について説明を行う。
- ③緊急事態に適切に対応できていたか職員全体出振り返りを行う。
- ④必要に応じて、教育委員会の支援を受けながら、学校教育再開に向けた体制を整える。

(3) 保護者、関係機関との連携

- ①保護者に対し、情報を正確に伝達し、状況に応じて送迎を依頼する。
- ②警察やスクールガードなどの関係機関へ、登下校のパトロールや見守りを要請する。
- ③保護者や地域の方々に通学路周辺の点検や除草等の依頼をする。

4 参考

(1) 県から発令されるクマ出没注意報、特別注意報、警報の区分

- ①注意報 ・ ・ ・ ・ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき
 その他クマの出没による人身被害等が懸念されるとき
- ②特別注意報 ・ ・ ・ ・ クマによる人身被害が発生したとき
- ③警 報 ・ ・ ・ ・ クマによる死亡事故が発生したとき
 その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき

(2) 参考資料

○クマ類の出没マニュアル～改訂版～（令和3年3月環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

○ツキノワグマ関連情報（福島県自然保護課）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01230a/tsukinowaguma.html>